平成２９年（フ）第５２号
新潟県柏崎市西山町緑が丘１番地58
債務者　藤田　猛磨
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
新潟県三島郡出雲崎町大字大門45番地
債務者　関本　昌敏
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１７６号
静岡県沼津市中瀬町19番23号
債務者　船越　純子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２１８号
静岡県熱海市海光町１番14号　熱海伊豆山マンション53
債務者　酒井　充子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２８号
岩手県一関市大東町中川字根岸104番地
債務者　小山　義雄
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第３７号
岩手県陸前高田市高田町字栃ヶ沢210番地１県営住宅２号棟408号室、前住所岩手県陸前高田市高田町字山苗代37番地12　サンビレッジ仮設住宅２－３号
債務者　川道　祐子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第３８３号
北九州市小倉南区横代東町１丁目１番30―505号
債務者　梶原　桂子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３８７号
北九州市戸畑区境川２丁目12番20号
債務者　藤田梨南子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３９８号
福岡県中間市岩瀬３丁目６番27号
債務者　行徳　友香
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４０６号
北九州市八幡西区上上津役３丁目10番19号
債務者　井上冨瑳子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２２８号
愛知県碧南市六軒町２丁目104番地　ステーションベアーＢ　Ｂ－３号室、前住所名古屋市港区入場１丁目3009番地　アーバンハイツ403号
債務者　濵田　幸助
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４２号
愛知県岡崎市渡町字宮西８番地、前住所愛知県岡崎市明大寺町字仲ケ入23番地215　ライオンズガーデン東岡崎壱番館205
債務者　三浦　慎吾
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７１１号
埼玉県鴻巣市大間１丁目１番49―106号　エルディム・グリーン・Ｙ
債務者　大島　広子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４１号
埼玉県北本市山中１丁目206番地　ぐりーんハイツ101
債務者　大島　健治
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３６１号
さいたま市見沼区大和田町１丁目323番地９
債務者　ヘルシーキッチンこと　齊藤　元正
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５１号
埼玉県飯能市大字双柳1495番地46、前住所埼玉県狭山市新狭山２丁目14番地の１　チュリス新狭山501
債務者　岩城　貴幸
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３５２号
埼玉県飯能市大字双柳1495番地46、前住所埼玉県狭山市新狭山２丁目14番地の１　チュリス新狭山501
債務者　岩城　　薫
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部